

東京都動産・債権担保融資制度 のご案内

中小企業のみなさまが保有している機械・設備（車両、建設機械、工作機械等）や売掛債権、在庫など様々な資産を担保として有効活用し、金融機関から不動産担保に頼らずに**事業資金**を借り入れることができる、都独自の制度です。

◆ 以下のような資産を担保として活用できます。

▶ 車 両

トラック、バス、ミキサー車
タンクローリー 等



▶ 建設機械

クレーン、ブルドーザー
油圧ショベル 等



▶ 工作機械

旋盤、フライス盤、放電加工機
マシニングセンタ 等



▶ その他の機械・設備

印刷機、フォークリフト
プラスチック成形機 等



▶ 売掛債権

売掛金、受取手形 等



▶ 在 庫

商品、製品、仕掛品
原材料 等



制度のポイント

- 本制度を利用した1企業当たりの借入額は、**最大で2億5千万円**
- 機械・設備を担保とする場合 : **長期資金（7年以内）**の借入れ
売掛債権・在庫を担保とする場合 : **短期資金（1年以内）**の借入れ
- 借入れに必要な経費（保証料や担保物件の評価費用等）の一部を**東京都が補助**

※ 取扱金融機関により融資条件が異なります。

このパンフレット掲載の情報は、平成26年5月1日時点のものです。

ご利用の流れ

ステップ1 借入れを希望される方は、まず取扱金融機関にお問い合わせください。

- 取扱金融機関（担保の種類ごとに異なります。）が、貴社が保有している動産や債権に関する詳細な情報をお伺いするなど、具体的なご相談に応じます。

ステップ2 専門機関が、動産や債権の状況を具体的に確認し、評価を行います。

- 取扱金融機関と提携した専門機関（保証機関又は担保評価機関）が、直接貴社を訪問するなどにより、動産や債権の担保価値等について具体的に評価を行います。
- 機械・設備を担保とする場合は、専門機関が融資を保証する仕組みとしておりますので、あわせて、保証の可否について審査を行います。
- 保証料及び担保物件の評価費用等は、貴社のご負担となります。また、最終的に融資が実行されなかった場合でも、諸費用のご負担が生じることがあります。（融資が実行された場合は、都からの補助があります。詳しくは、右ページ赤枠内をご覧ください。）

< 担保の種類ごとの主な専門機関及び取扱金融機関 >

- 機械・設備が担保の場合、下表に対応する専門機関以外でも取り扱えることがあります。
- 下表の連絡先のほか、取扱金融機関の各店舗でもお問い合わせに対応します。

担保の種類		具体例	主な専門機関	取扱金融機関
機械・設備	車 両	トラック バス ミキサー車 タンクローリー 等 	オリックス自動車(株)	東京スター銀行 (03-3224-8948)
	建設機械	クレーン ブルドーザー 油圧ショベル 等 	保 証 機 関	東京都民銀行 (03-3582-3015)
	工作機械	旋盤 フライス盤 マシニングセンタ 放電加工機 等 		
	その他の 機械・設備	印刷機 フォークリフト プラスチック成形機 等 		
売掛債権・在庫	売掛債権	売掛金 受取手形 等 	トールバグループ ホールディングス(株) (株)帝国データバンク	東京スター銀行 (03-3224-8948) 東京都民銀行 (03-3582-3015) みずほ銀行 朝日信用金庫 (03-3891-9334) 城南信用金庫 新銀行東京 (03-6302-3468) 東京都民銀行 (03-3582-3015)
	在庫	商品、製品 仕掛品、原材料 等 	(特非)日本動産鑑定	朝日信用金庫 (03-3891-9334) 城南信用金庫 新銀行東京 (03-6302-3468) 東京都民銀行 (03-3582-3015)

(別掲)「信金中央金庫」の取扱金融機関 ※お問い合わせは、信金中央金庫 (03-5202-7638) まで

朝日信用金庫、足立成和信用金庫、亀有信用金庫、小松川信用金庫、西京信用金庫、城南信用金庫、城北信用金庫、西武信用金庫、瀧野川信用金庫、東栄信用金庫、東京三協信用金庫、東京信用金庫、東京東信用金庫、東京ベイ信用金庫、横浜信用金庫

ステップ3 評価結果等に基づき、取扱金融機関が融資を実行します。

- 専門機関の評価結果等を踏まえ、取扱金融機関が融資の可否や金額を決定します。
(ご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。)
- 融資実行に際して、担保となる動産や債権については、譲渡登記等の保全措置を行っていただきます。

< 融資条件 >

資金用途	運転資金・設備資金
借入限度額	2億5千万円(1企業あたり、担保の種類等により限度額の定めが異なります。)
借入期間	担保が機械・設備の場合 : 7年以内 担保が売掛債権・在庫の場合 : 1年以内
融資利率	取扱金融機関ごとに定める。
保証人	原則不要
借入形式	取扱金融機関ごとに定める。

※ 詳細な融資条件については、ステップ2に記載する各機関へお問い合わせください。

ステップ4 担保物件について定期的なモニタリングを行います。

- 取扱金融機関と専門機関が連携して貴社を訪問するなどして、担保物件の保全状況の確認等(モニタリング)を行います。
- 担保物件である動産や債権の適切な保全に繋がるほか、取扱金融機関が貴社の事業の実情を深く理解することで、より緊密な関係を構築していきます。

モニタリングの内容

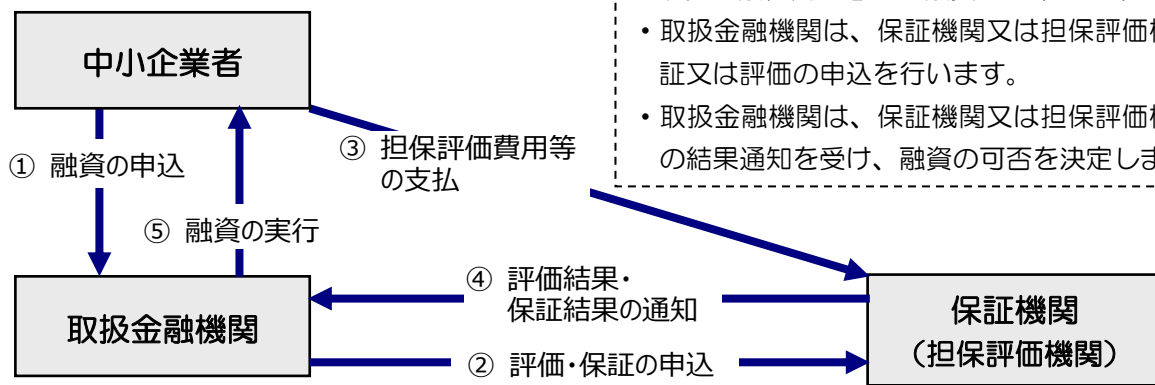
- 【機械・設備】 使用(稼動)状況、設置・保管状況 等
- 【売掛債権】 売掛先との取引内容や条件、売掛金の発生状況、売掛先からの入金状況 等
- 【在庫】 在庫の保管場所、品目別の数量及び金額 等

東京都は、この制度を幅広くご利用いただけるよう、次のような支援をしています

- 中小企業のみなさまに対し、担保物件の評価費用や保証料等の必要経費への補助を行います。
(なお、融資が実行された場合に限りです。)
- 機械・設備の場合は融資額の**4%**、売掛債権・在庫の場合は融資額の**3.5%**を上限として、必要経費の**2分の1**(小規模企業者(※)の場合は**全額**)を補助します。
- ※ 小規模企業者とは、中小企業者(次ページ参照)のうち、従業員数が製造業等30人以下(卸・小売・サービス業は10人以下)の事業者等です。

- ▶ ステップ1~4は、お問い合わせから融資実行までの手順をわかりやすく説明したものです。申込や担保評価の流れについては、次ページの「制度のしくみ」をご覧ください。

制度のしくみ



- 取扱金融機関の窓口で融資をお申し込みください。
- 取扱金融機関は、保証機関又は担保評価機関に保証又は評価の申込を行います。
- 取扱金融機関は、保証機関又は担保評価機関からの結果通知を受け、融資の可否を決定します。

売掛債権や在庫については、融資の保証はなく、担保評価機関が評価のみを行います。

ご利用いただける方

※取扱金融機関により、ご利用いただける方が異なります。

- 都内に事業所（住居）があり、対象業種を営む**中小企業者**（※）又は組合（農林・漁業、遊興娯楽業のうち風俗関連業、宗教法人、非営利団体、金融・保険業等は対象外となります。）

※ **中小企業者**とは、以下のいずれかを満たす法人又は個人事業者です。

	製造業等	卸売業	小売業	サービス業	医療法人
① 資本金	3億円以下	1億円以下	5千万円以下	5千万円以下	条件なし
② 従業員数	300人以下	100人以下	50人以下	100人以下	300人以下

- 許認可等が必要な業種にあつては、当該許認可を受けていること。
- 事業税等の未申告、滞納や、社会保険料の滞納がないこと。（完納の見通しが立つ場合はこの限りではありません。）
- 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

その他の注意事項

- ① 取扱金融機関や専門機関が実施する実地調査等（モニタリング）に誠実に対応していただくことが、融資実行の条件となります。
- ② 銀行取引停止処分を受けている場合（原則として1回目の不渡りを出して6ヶ月を経過していない場合を含む。）は、本制度をご利用いただけません。
- ③ 破産、民事再生、会社更生等法的手続中又は内整理等私的手続中の場合（それぞれ、申立中の場合を含む。）は、原則として本制度をご利用いただけません。
- ④ 粉飾決算や融通手形操作を行っている場合は、本制度をご利用いただけません。
- ⑤ 取扱金融機関は担保の種類ごとに異なります。詳しくは下記連絡先までお問い合わせください。
- ⑥ このパンフレットは、東京都動産・債権担保融資（ABL）制度の内容をお知らせするものです。個別の融資については審査の上で実行するため、ご希望に添えない場合もあります。

東京都産業労働局金融部金融課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
 都庁第一本庁舎 29階北側 TEL 03-5320-4877(直通)
<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/kinyu/yuushi/abl/index.html>

東京都ABL

検索